

# 福岡県公報

平成二十六年八月十九日  
第三千六百二十一号  
増刊 ①

## 目次

### 選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) ……………

### 選挙管理委員会

#### 福岡県選挙管理委員会告示第八十九号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月十九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

#### 一 病院 遠賀郡の項中

堤病院	〃 岡垣町鍋田二丁目一番一号
医療法人社団清涼会岡垣記念病院	〃 〃 中央台三一二二一

を

#### 二 老人ホームの項中

堤病院	〃 岡垣町鍋田二丁目一番一号
アットホーム諸岡	〃 〃 諸岡二一三二三一

を、

に改め、

アットホーム諸岡	〃 〃 諸岡二一三二三一
特別養護老人ホームアットホーム福岡	〃 〃 千代二一五五

に、

有料老人ホームファイランソレイユ 笹丘	〃 〃 笹丘一三五七
---------------------	------------

を

有料老人ホームファイランソレイユ 神	〃 〃 西中洲二二五
介護付有料老人ホームフェリオ天	〃 〃 西中洲二二五

に改める。